

生協組合員だけが加入できる死亡保障

東北電力企業グループ保険ライフ

〈年金払特約付こども特約付団体定期保険〉

保険期間 2024年1月1日～12月31日 (1年更新)

※【契約概要】【注意喚起情報】はP119、120に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

制度の特長

ポイント 1 死亡・高度障害の保障を80歳まで継続可能

- 組合員や家族に万一（死亡・高度障害）があった場合に保険金をお支払いします。
- 退職後も80歳まで継続できますので、より長く安心が続きます。
- ライフステージに合わせて1年ごとにコースの変更ができ、ムダがなく安心です。



ポイント 2 申込手続きや保障の見直しが簡単・安心

- 申込手続きが簡単です。〈医師の診査が不要な告知書扱〉
- 請求時も東北電力生協やご所属の支所・分所にお問い合わせできるから安心です。



ポイント 3 お財布にやさしい手頃な保険料と配当金

保険料が割安だからおすすめ

- 加入規模が大きくなるとスケールメリットが働き、保険料が割安となる仕組みです。

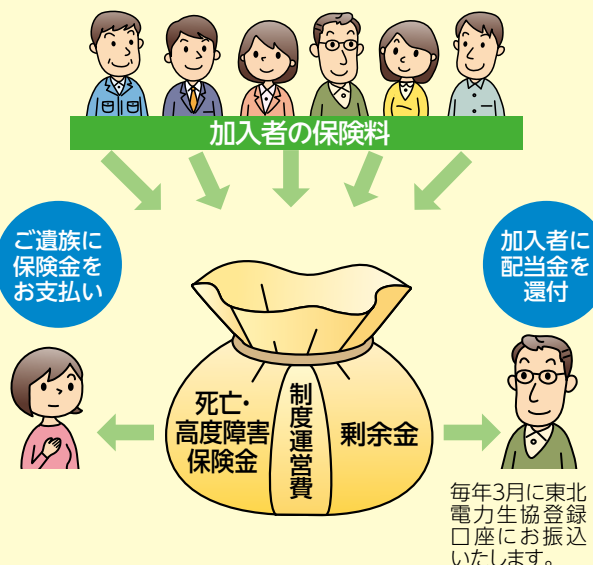
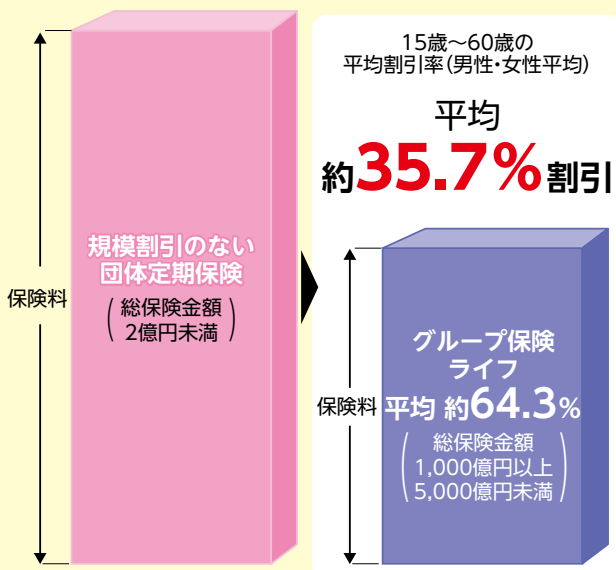
配当金還付があるからおすすめ

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保険料が平均約**35.7%**割引



2022年度 配当率約**46.6%**



ライフは加入規模が大きく、安い保険料率を適用することができます。

※配当率は、今後変動することがありますので記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

※配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

ライフの加入者数は約16,000名！
(総保険金額 約2,650億円)

※2023年1月時点

意向確認【ご加入前のご確認】 ライフは以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

秋の保険共済
募集商品

ライフ

東北電力企業グループ保険

総合医療保障プラン
リリーフ

終身医療保険「ハートイ」
限定告知医療保険「ハートイ」

がん保険

親子のちから

火災共済

地震保険
付帯火災保険

その他の制度商品

団体扱
自動車保険

団体
保険

重要事項

記入例

25

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。 ※入院、手術等の保障はございません。

基本コース《保障内容と月額保険料(概算)》

区分① 15歳～60歳 (保険金額上限 本人6,000万円、配偶者1,500万円)

(単位：円)

申込コース(本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金額]	15～35歳 (S63.7.2～H21.7.1)		36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	1	200万円	480	450	504	488	542	508	606	554	704	610	840	668
	2	300万円	720	675	756	732	813	762	909	831	1,056	915	1,260	1,002
	3	400万円	960	900	1,008	976	1,084	1,016	1,212	1,108	1,408	1,220	1,680	1,336
	4	500万円	1,200	1,125	1,260	1,220	1,355	1,270	1,515	1,385	1,760	1,525	2,100	1,670
	5	700万円	1,680	1,575	1,764	1,708	1,897	1,778	2,121	1,939	2,464	2,135	2,940	2,338
	6	1,000万円	2,400	2,250	2,520	2,440	2,710	2,540	3,030	2,770	3,520	3,050	4,200	3,340
	7	1,500万円	3,600	3,375	3,780	3,660	4,065	3,810	4,545	4,155	5,280	4,575	6,300	5,010
	8	2,000万円	4,800	4,500	5,040	4,880	5,420	5,080	6,060	5,540	7,040	6,100	8,400	6,680
	9	2,500万円	6,000	5,625	6,300	6,100	6,775	6,350	7,575	6,925	8,800	7,625	10,500	8,350
	10	3,000万円	7,200	6,750	7,560	7,320	8,130	7,620	9,090	8,310	10,560	9,150	12,600	10,020
	11	3,500万円	8,400	7,875	8,820	8,540	9,485	8,890	10,605	9,695	12,320	10,675	14,700	11,690
	12	4,000万円	9,600	9,000	10,080	9,760	10,840	10,160	12,120	11,080	14,080	12,200	16,800	13,360
	13	4,500万円	10,800	10,125	11,340	10,980	12,195	11,430	13,635	12,465	15,840	13,725	18,900	15,030
	14	5,000万円	12,000	11,250	12,600	12,200	13,550	12,700	15,150	13,850	17,600	15,250	21,000	16,700
	15	5,500万円	13,200	12,375	13,860	13,420	14,905	13,970	16,665	15,235	19,360	16,775	23,100	18,370
	16	6,000万円	14,400	13,500	15,120	14,640	16,260	15,240	18,180	16,620	21,120	18,300	25,200	20,040

区分② 61歳～70歳 (保険金額上限1,000万円) (単位：円)

申込コース(本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金額]	61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		66～70歳 (S28.7.2～S33.7.1)		
		男性	女性	男性	女性	
本人	1	200万円	1,076	758	1,404	884
	2	300万円	1,614	1,137	2,106	1,326
	3	400万円	2,152	1,516	2,808	1,768
	4	500万円	2,690	1,895	3,510	2,210
	5	700万円	3,766	2,653	4,914	3,094
	6	1,000万円	5,380	3,790	7,020	4,420



本ページに記載のないコースに加入されている方は、**基本コース(本人1～16コース、配偶者200万円、300万円、400万円、500万円、700万円、1,000万円、1,500万円)への変更をお願いします。**

※詳細はP28、29をご確認ください。

区分③ 71歳～75歳 (保険金額上限500万円) (単位：円)

(単位：円)

申込コース(本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金額]	71歳 (S27.7.2～S28.7.1)		72歳 (S26.7.2～S27.7.1)		73歳 (S25.7.2～S26.7.1)		74歳 (S24.7.2～S25.7.1)		75歳 (S23.7.2～S24.7.1)		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	1	200万円	1,716	1,042	1,856	1,116	2,018	1,202	2,208	1,298	2,432	1,402
	2	300万円	2,574	1,563	2,784	1,674	3,027	1,803	3,312	1,947	3,648	2,103
	3	400万円	3,432	2,084	3,712	2,232	4,036	2,404	4,416	2,596	4,864	2,804
	4	500万円	4,290	2,605	4,640	2,790	5,045	3,005	5,520	3,245	6,080	3,505

区分④ 76歳～80歳 (保険金額上限300万円) (単位：円)

(単位：円)

申込コース(本人)	保険金額 (年金原資) [死亡・高度障害保険金額]	76歳 (S22.7.2～S23.7.1)		77歳 (S21.7.2～S22.7.1)		78歳 (S20.7.2～S21.7.1)		79歳 (S19.7.2～S20.7.1)		80歳 (S18.7.2～S19.7.1)		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	1	200万円	2,694	1,518	3,004	1,656	3,370	1,820	3,794	2,020	4,272	2,260
	2	300万円	4,041	2,277	4,506	2,484	5,055	2,730	5,691	3,030	6,408	3,390

●子ども(3歳～22歳) (保険金額上限400万円)

年齢	保険金額 [死亡・高度障害保険金額]	月額保険料
3～22歳 (H13.7.2～R3.7.1)	200万円	一律140円
	300万円	一律210円
	400万円	一律280円

- ・本人は1～16コースより1つ、配偶者は200万円～1500万円より1つを選択してください。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は2024年1月1日現在の満年齢を基に1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢を言います。
- ・(例) 保険年齢40歳→満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は概算であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合には初回に遡って精算いたします。正規保険料が確定次第、東北電力生協ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のあることは全員の加入が必要です。なお、保険金額は一律同額での加入となります。
- ・子どもの保険金の受取方法は一時金のみです。

25

受取方法について

●保険金の受取方法は、ご請求の際に以下の3パターンから選択いただけます。(こどもは一時金のみ)
(加入例・受取例：10コース 保険金額3,000万円の場合)

①全額一時金受取



②全額年金受取



③一時金＋年金受取



ポイント 一時金で受取り生活復興資金に充てていただく方法です。万一のときの急な出費にまとまった費用をご準備できます。

ポイント 年金形式で受取る方法です。請求時に受取年数を設定していただきます。一時金受取に比べ受取総額が多くなります。

ポイント 保険金の一部を一時金、残りを年金形式で受取る方法です。一時金・年金の割合や受取年数は一定の条件のもと自由に選択可能です。

※記載の年金額は、試算日時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

一時金 【生活復興資金】

〈例えば〉

- ・お葬式の費用
- ・ローン返済や相続税資金

などに備えていただくことができます。

分割給付金(年金形式) 【生活維持資金】

〈例えば〉

- ・家族の生活費
- ・こどもの教育資金

などに備えていただくことができます。

●年金受取方法について

- 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただけます。定額型または2%の単利逓増型で選択できます。本冊子の表記は定額型で案内しています。
- 配 当 金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 年 金 受 取 人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に一括してお支払いいたします。
- 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
- 年金払の対象となる保険金 ●団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●遺族ガイダンスについて

ご加入者が亡くなられた場合、ご請求手続きの際にご希望により引受保険会社の専門スタッフによる『遺族ガイダンス』を受けることができます。

請求手続きだけでなく公的給付案内や税金のご相談等のサポートを実施しています。

※年金受取額の試算等も可能です。



ガイダンス内容

- 請求手続きのご説明
- 「家計収支推移表」による今後30年間の収入と支出の分析と、収支状況に対するアドバイス
- 「ライフガイド」による公的給付案内、税金等のご説明



本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

組合員の皆さまにご留意いただきたいこと

1. 期間途中の新規加入、中途脱退、コース変更はできません

- 原則、保険期間中の脱退はできませんのでご注意ください。退職やこどもの独立の場合はご希望により保険期間中の脱退を受け付けます。なお、中途脱退の場合、配当金はありません。
※ただし、保険金受取人の変更は保険期間の途中でも可能です。

2. 新規加入、保険金額の増額ができるのは保険年齢60歳以下の現職組合員のみです

- 組合員本人（以下、本人）が、OB組合員および61歳以上の方は、本人およびご家族の新規加入や保険金額の増額ができませんので、現職の早いうちに必要保障額にご加入ください。

3. 年齢によって加入できる保険金額に制限があります

- 該当する保険年齢になった際は、申込書で保険金額を上限以下に手続きください。
〈本人・配偶者共通〉

保険年齢	保険金額上限
61～70歳（満60歳6ヵ月～満70歳6ヵ月）	1,000万円
71～75歳（満70歳6ヵ月～満75歳6ヵ月）	500万円
76～80歳（満75歳6ヵ月～満80歳6ヵ月）	300万円

4. ご家族で加入の際はご注意ください

- 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下となります。本人の保険金額を減額する場合は特にご注意ください。
- 本人について定められた死亡保険金、高度障害保険金が支払われた場合、または本人が脱退した場合は配偶者・こどもも加入資格がなくなるため同時に脱退となります。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者は「戸籍上の配偶者」であり、内縁の妻等は配偶者に含まれません。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこども全員が同額で一律加入する必要があります。

5. 告知に関するご照会は以下の窓口へご連絡ください

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日9:00～17:00（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）

インターネットサービス「みんなのMYポータル」 「みんなのMYポータル(アプリ)」の登録をお願いします!

■「みんなのMYポータル」とは
スマートフォンやPC等で各種サービスがご利用いただける便利なサイトです！

ご加入者さま専用サービス

- WEB上で各種内容が確認できます
 - ・現在のご加入内容、配当金還付額
- WEBでのお手続き（改姓、受取人変更）

その他各種サービス

- パンフレット、チラシ等の閲覧
- ライフプランシミュレーション
- 健康関連情報の提供

〈トップ画面イメージ〉



はがきシーラーは
2023年1月に配
布済みの加入者証
の封筒に同封され
ています。

「みんなのMYポータル」のご利用には
「新規登録」が必要です

事前にご準備ください

※〈はがきシーラー〉
〈表面〉 〈裏面〉

〈スマートフォン・
タブレット or PC〉



生体認証機能搭載！
スムーズにログイン



Download on the
App Store



GET IT ON
Google Play



特別

特別コース(既加入者専用)



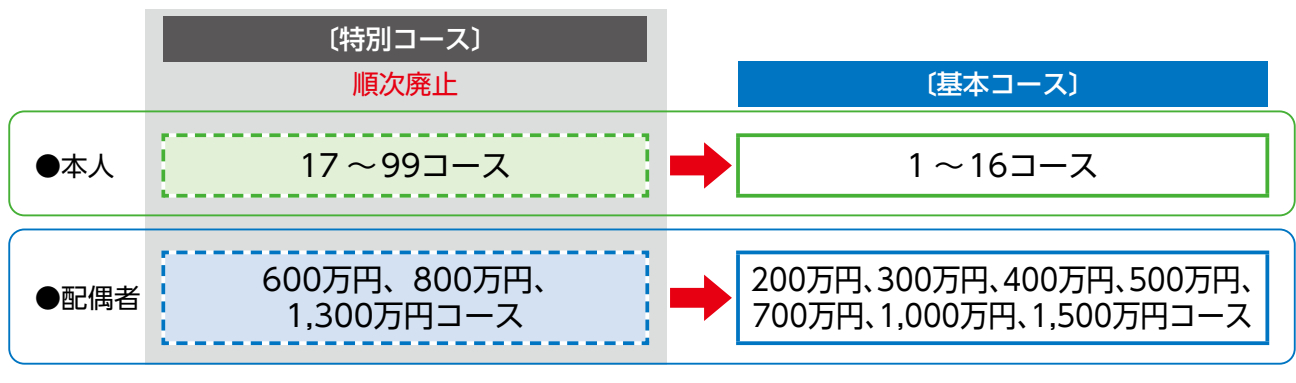
基本コースへの移行をお願いします

あらためてP30に記載の告知内容をご参照いただき、健康状態に問題がなく、告知に該当することをご確認のうえ申込書にてお手続きください。

〈特別コースの取り扱いについて〉

健康状態に問題がない方（P30の告知に該当）は、特別コースから基本コース（P25記載）へ変更をお願いいたします。

特別コースは、制度統合時に「病気等で告知に該当しなかった方専用」のコースであるため、特別コースへの新規加入・コース変更はできません。なお、加入者がゼロになったコースは順次廃止します。



※加入者がいないコースおよび加入者がいない年齢区分・性別は保険料を表示していません。

●本人コース（概算月額保険料）

（単位：円）

申込コース	保険金額 (万円)	15～35歳 (S63.7.2～H21.7.1)		36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
本人	17	355	852	—	895	—	962	—	1,076	983	1,250	1,083	1,491	—	1,910	—
	18	555	1,332	1,249	—	—	—	1,410	1,682	—	1,954	—	2,331	—	2,986	—
	19	595	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,201	—
	20	650	—	—	—	—	—	—	1,970	—	—	—	—	—	—	—
	21	655	1,572	1,474	1,651	—	—	—	1,985	—	—	—	2,751	—	3,524	—
	23	795	1,908	—	2,003	—	2,154	—	—	—	2,798	—	—	—	—	—
	24	850	2,040	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,573	—
	25	855	—	—	—	—	—	—	2,591	2,368	—	—	3,591	—	4,600	—
	26	895	2,148	—	—	—	—	—	2,712	—	—	—	—	—	—	—
	27	915	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,843	—	—	—
	31	1,095	—	—	2,759	—	2,967	—	3,318	—	3,854	—	4,599	—	—	—
	32	1,115	2,676	—	—	—	—	—	—	—	3,925	—	—	—	—	—
	33	1,150	—	—	—	—	3,117	—	3,485	—	4,048	—	4,830	3,841	—	—
	34	1,215	—	—	—	—	—	—	3,681	—	—	—	5,103	—	—	—
	37	1,355	3,252	—	—	—	3,672	—	4,106	—	4,770	—	5,691	4,526	—	—
	38	1,415	3,396	—	3,566	—	3,835	—	4,287	—	4,981	—	5,943	—	—	—
	40	1,540	—	—	—	—	—	—	4,666	—	—	—	—	—	—	—
	41	1,560	—	—	—	—	—	—	—	—	5,491	—	6,552	—	—	—
	42	1,580	—	—	—	—	—	—	4,787	—	—	—	—	—	—	—
	43	1,595	—	—	—	—	—	—	4,833	—	5,614	—	6,699	—	—	—
44	1,650	—	—	—	—	—	—	5,000	—	5,808	—	6,930	—	—	—	
47	1,780	—	—	—	—	4,824	—	5,393	—	—	—	—	—	—	—	
48	1,800	—	—	—	—	—	—	5,454	—	—	—	—	—	—	—	
49	1,855	—	—	—	—	—	—	5,621	—	—	—	—	—	—	—	
50	1,900	—	—	—	—	—	—	5,757	—	—	—	—	—	—	—	

(単位：円)

申込コース	保険金額 (万円)	15～35歳 (S63.7.2～H21.7.1)		36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	51	1,915	4,596	-	-	-	-	5,802	-	6,741	-	8,043	-
	52	1,980	-	-	-	-	5,366	-	-	-	-	-	-
	54	2,080	-	-	5,242	-	-	5,283	-	-	-	8,736	-
	55	2,095	-	-	-	-	-	-	-	7,374	-	-	-
	56	2,100	-	-	5,292	-	5,691	-	-	-	-	-	-
	57	2,150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,030	-
	59	2,240	-	-	-	-	-	-	-	7,885	-	9,408	-
	60	2,280	-	-	5,746	-	-	-	-	8,026	-	9,576	-
	61	2,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,660	-
	62	2,350	-	-	-	-	6,369	-	7,121	-	-	-	-
	63	2,355	-	-	-	-	-	-	7,136	-	-	-	-
	64	2,400	-	-	-	-	6,504	-	-	-	-	10,080	-
	65	2,415	-	-	-	-	-	-	7,317	-	-	-	-
	67	2,560	-	-	6,451	-	-	-	-	-	-	10,752	-
	68	2,580	-	-	-	-	-	-	-	9,082	-	10,836	-
	70	2,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,920	-
	71	2,650	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,130	-
	73	2,780	-	-	-	-	-	-	-	9,786	-	11,676	-
	74	2,850	-	-	-	-	-	-	8,636	-	10,032	11,970	-
	75	2,900	-	-	-	-	-	-	8,787	-	10,208	-	-
	76	2,915	-	-	-	-	-	-	-	10,261	-	-	-
	77	3,060	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,220
	78	3,080	-	-	-	-	-	-	9,332	-	10,842	-	12,936
	79	3,100	7,440	-	-	-	-	-	9,393	-	-	-	13,020
	80	3,240	-	-	-	-	-	-	-	-	11,405	-	13,608
	81	3,280	-	-	-	-	-	-	-	-	11,546	-	13,776
	82	3,350	-	-	-	-	-	-	10,151	-	-	-	14,070
	83	3,400	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,280
	86	3,600	-	-	-	-	-	-	10,908	-	12,672	-	15,120
87	3,740	-	-	-	-	-	-	11,332	-	13,165	-	-	
88	3,780	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,876	
89	3,850	-	-	9,702	-	-	-	11,666	-	13,552	-	16,170	
90	3,900	-	-	-	-	-	-	-	-	13,728	-	-	
93	4,350	-	-	-	-	-	-	13,181	-	15,312	-	18,270	
94	4,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19,320	
95	4,850	-	-	-	-	-	-	14,696	-	17,072	-	20,370	
96	4,900	-	-	-	-	13,279	-	-	-	-	-	-	
97	5,100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21,420	
98	5,350	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22,470	
99	5,850	-	-	-	-	-	-	17,726	-	-	-	-	

●配偶者コース

(単位：円)

申込コース 保険金額(万円)	18～35歳 (S63.7.2～H18.1.1)		36～40歳 (S58.7.2～S63.7.1)		41～45歳 (S53.7.2～S58.7.1)		46～50歳 (S48.7.2～S53.7.1)		51～55歳 (S43.7.2～S48.7.1)		56～60歳 (S38.7.2～S43.7.1)		61～65歳 (S33.7.2～S38.7.1)	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
配偶者	600	-	1,350	-	1,464	-	1,524	-	1,662	-	1,830	-	2,004	-
	800	-	1,800	-	1,952	-	2,032	-	2,216	-	2,440	-	2,672	-
	1,300	-	-	-	-	-	3,302	-	3,601	-	3,965	-	4,342	-

秋の保険・共済
募集商品ライフ
東北電力企業グループ保険リリーフ
総合医療保障プラン限定告知医療保障ハート
終身医療保障ハート

がん保険

親子の
ちから

火災共済

地震保険
付き火災保険その他の
制度商品団体扱
自動車保険団体
ゴルフ
保険重要
事項記入
例

29

ご加入に際して

●加入資格

本人……東北電力生協の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満14歳6か月を超え、満60歳6か月まで(1963年7月2日～2009年7月1日生)の方。(継続の場合は満80歳6か月までの方。)
 配偶者……組合員本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満18歳以上、満60歳6か月まで(1963年7月2日～2006年1月1日)の方(配偶者だけの加入はできません)。(継続の場合は満80歳6か月までの方。)
 子ども……本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2024年1月1日現在満2歳6か月を超え、満22歳6か月まで(2001年7月2日～2021年7月1日生)の方。
 ※東北電力生協の組合員およびその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

●告知内容

〈本人〉

【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

〈配偶者・子ども〉

【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

〈本人・配偶者・子ども共通〉

【過去12ヵ月以内の健康状態】 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
----	---

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

●制度の取扱いについて

〈受取人について〉

死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

〈保険金のお支払い〉

死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日(※)以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。

◎高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(※)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。

(※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

状態と障害	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの	5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの	6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
	3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
	4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

〈お支払いできない場合について(解除・免責等)〉

◎次のような場合には、保険金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。)
- 契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合

1 死亡保険金について

- ①被保険者が加入日(※)から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)
 - ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
- (※)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

2 高度障害保険金について

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性ががあります。

●保険期間

1年間(2024年1月1日～12月31日)で以後毎年更新いたします。

※保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。但し、保険料の払込が条件となりますので、保険料払込最終月の月末までの保障となります。

●保険料

- 東北電力従業員の方…毎月の給与から控除します。(月払い・初回は2024年1月)
- 東北電力従業員以外の方…毎月東北電力生協登録口座から振替いたします。(月払い・初回は2024年1月)

●配当金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しする仕組みになっています。

●申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。申込書の提出がない場合自動継続となります。

※但し、保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

●継続加入の取扱い

- 一旦健康時に加入すれば以後の更新時に健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以内で継続できます。更新の際に、申込書の提出がない場合、脱退のお申し出がない場合は自動継続となります。なお、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。
- 2024年1月1日時点で満60歳6ヵ月を超え、満70歳6ヵ月までの方は保険金額1,000万円が上限となります。
- 2024年1月1日時点で満70歳6ヵ月を超え、満75歳6ヵ月までの方は保険金額500万円が上限となります。
- 2024年1月1日時点で満75歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方は保険金額300万円が上限となります。

●保険会社からのお願い・ご注意

〈保険金のご請求について〉

- 保険金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の労働組合および東北電力生協(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めるときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

個人情報に関する取扱いについて〈契約者と生命保険会社からのお知らせ〉

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

—死亡保険金受取人の指定に際しご留意ください—

指定された死亡保険金受取人の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

「生命保険契約者保護機構」について

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

〈ライフ〉この制度は生命保険会社と締結した年金払特約付子ども特約付団体定期保険に基づき運営します。

引受会社 明治安田生命保険相互会社(事務幹事)・日本生命保険相互会社・第一生命保険株式会社・住友生命保険相互会社

この保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は変更されることがあります。